

## 【表紙】

|                     |  |
|---------------------|--|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書  |
| 【提出先】               | 関東財務局長   |
| 【提出日】               | 平成22年3月24日   |
| 【会社名】               | 株式会社C F Sコーポレーション                                      |
| 【英訳名】               | CFS Corporation  |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 石田 岳彦  |
| 【本店の所在の場所】          | 静岡県三島市広小路町13番4号<br>(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。) |
| 【電話番号】              | 045 476 7474(代表)                                       |
| 【事務連絡者氏名】           | 執行役員経本部長 佐藤 信栄   |
| 【最寄りの連絡場所】          | 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目3番19号                                  |
| 【電話番号】              | 045 476 7474(代表)                                       |
| 【事務連絡者氏名】           | 執行役員経本部長 佐藤 信栄   |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式   |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 3,600,000,000円                             |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。  |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)                       |

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

| 種類   | 発行数        | 内容  |
|------|------------|---|
| 普通株式 | 6,000,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に制限のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は500株となっております。 |

(注) 1 平成22年3月24日開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

| 区分          | 発行数        | 発行価額の総額(円)    | 資本組入額の総額(円)   |
|-------------|------------|---------------|---------------|
| 株主割当        |            |               |               |
| その他の者に対する割当 | 6,000,000株 | 3,600,000,000 | 1,800,000,000 |
| 一般募集        |            |               |               |
| 計(総発行株式)    | 6,000,000株 | 3,600,000,000 | 1,800,000,000 |

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は1,800,000,000円であります。

## (2) 【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間          | 申込証拠金(円)    | 払込期日          |
|---------|----------|--------|---------------|-------------|---------------|
| 600     | 300      | 500株   | 平成22年5月19日(水) | 該当事項はありません。 | 平成22年5月20日(木) |

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、割当先であるイオンからは、既存保有株式、実施予定の当社普通株式を対象とする公開買付け(公開買付期間：平成22年3月25日から平成22年5月6日まで、買付価格600円)による取得分及び本件第三者割当増資による取得分を合わせて、本件第三者割当増資後の当社発行済株式総数(自己株式を除く)に対するイオンの所有割合が51%を目処とした過半数になるよう、株式の引受けの申込みがなされることになっております。そのため、割当てられた株式の一部について申込みのない可能性があります。
- 3 上記記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打ち切るものとします。
- 4 申込みの方法は、下記申込取扱場所に申込みものとし、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むものとします。

## (3) 【申込取扱場所】

| 店名                    | 所在地                   |
|-----------------------|-----------------------|
| 株式会社CFSコーポレーション 総務法務部 | 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目3番19号 |

## (4) 【払込取扱場所】

| 店名               | 所在地              |
|------------------|------------------|
| 株式会社三井住友銀行横浜中央支店 | 横浜市中区羽衣町1丁目3番10号 |

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円)    | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)    |
|---------------|--------------|---------------|
| 3,600,000,000 | 15,000,000   | 3,585,000,000 |

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

上記手取概算額3,585,000,000円の使途につきましては、新規出店、店舗改装、IT投資、新規事業開発等による当社事業の規模拡大と競争力の強化に充てる予定であります。

具体的には、以下の計画にてそれぞれ使用する予定であります。

平成23年2月頃までに

- ・イオン関連施設等への新規出店のための資金として20億円
- ・既存店改装のための資金として5億85百万円

- ・WAON導入などIT投資のための資金として5億円
- ・新規事業開発のための資金として5億円

なお、「2 株式募集の方法及び条件(2)募集の条件(注)2」に記載しましたとおり、割当てられた株式の一部について申込みのない可能性があり、そのときには手取概算額は減額されることとなりますが、そのような場合には、上記項目のうちから機動的に使用してまいります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 名称                                 | イオン株式会社   |
| 本店の所在地                             | 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1   |
| 届出書の提出日において既に提出されている直近の有価証券報告書の提出日 | 第84期(自平成20年2月21日至平成21年2月28日)平成21年5月15日関東財務局長に提出   |
| 当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書の提出日      | (1) 第85期第1四半期(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)平成21年7月15日関東財務局長に提出<br>(2) 第85期第2四半期(自平成21年6月1日至平成21年8月31日)平成21年10月15日関東財務局長に提出<br>(3) 第85期第3四半期(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)平成22年1月14日関東財務局長に提出 |

#### b 提出者と割当予定先との関係

|      |   |
|------|---|
| 出資関係 | 割当予定先のイオン株式会社は当社の普通株式10,760,000株(33.2%)を保有しております。   |
| 人事関係 | 当社社外取締役の岡田元也氏は、イオン株式会社の取締役兼代表執行役社長であり、当社はイオン株式会社より代表取締役副社長の派遣を受けております。また、当社社外監査役の谷内寿照氏は、イオン株式会社の特別顧問であります。加えてイオンリテール株式会社の従業員1名が当社に出向しております。一方、当社の従業員5名がイオン株式会社の関係会社へ出向しております。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。   |
| 技術関係 | 該当事項はありません。   |
| 取引関係 | 当社は、ハックドラッグ富士南SC店についてイオンリテール株式会社より賃借しており、また、プライベートブランド等の商品供給を受けております。   |

#### c 割当予定先の選定理由

当社とイオン株式会社は、平成12年4月に業務資本提携を行い、さらに、平成20年5月には、さらなる関係強化のために業務資本提携契約を締結し、平成20年6月にはイオン株式会社は当社株式の33.2%を保有するに至っております。

当社は後記「6 大規模な第三者割当の必要性」にて記述しましたとおり、平成22年3月9日にイオン株式会社と両社の提携関係を更に強化することに基本合意しております。

平成22年2月期は中期3ヶ年経営計画の最終年度であり、当社は構造改革を中心とする収益基盤の強化に加え、店舗タイプ別戦略の強化等により成長戦略へ大きく舵を切った取組みを目指してまいりますが、イオン株式会社との更なる関係強化を契機にした全国規模での新規出店、業界再編への積極的参入、医療分野並びに関連する周辺ビジネスへの本格参入等の積極的な投資に対応できるよう、財務基盤を整備するために新株式の発行を実施することとし、その割当予定先としてイオン株式会社を選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

イオン株式会社に普通株式6,000,000株割当てる予定であります。

e 株券等の保有方針

イオン株式会社は、当社株式を長期保有することを予定しています。

なお、当社はイオン株式会社が払込期日から2年以内に割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告する旨、及び当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることを同意する旨の確約書を締結する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、イオン株式会社より本件第三者割当増資に必要な資金を保有している旨の説明を受けており、また、同社の上表記載の有価証券報告書及び四半期報告書により経営成績及び財政状態を確認し、本件第三者割当増資の払込みに関しては、確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

イオン株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、暴力団等との関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

発行価格は、当社とイオン株式会社が更なる関係強化について合意した平成22年3月9日を基点として、その前1カ月間すなわち平成22年2月9日から平成22年3月8日までの東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均である450円(小数点以下を四捨五入)に33.34%のプレミアムを付与した価格である600円をイオン株式会社と協議のうえ決定いたしました。発行価格である600円は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業日(平成22年3月23日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値528円に対して約13.64%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを付与した価格となります。

なお、イオン株式会社は平成22年3月24日に公開買付けの開始決定を公表する予定とのことですが、買付価格は600円となる予定ときいております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

割当先であるイオン株式会社は、平成22年3月24日に当社普通株式について公開買付けの開始決定を公表する予定であるときいております。同公開買付けが完了した後、申込期日に割当先であるイオン株式会社からは、既存保有株式、実施予定の当社普通株式を対象とする公開買付けによる取得分及び本件第三者割当増資による取得分を合わせて、本件第三者割当増資後の当社発行済株式総数（自己株式を除く）に対するイオン株式会社の所有割合が51%を目処とした過半数になるよう、株式の引受けの申込みがなされることになっております。

このように公開買付けが成立し、かつ第三者割当の払込が完了した場合には、イオン株式会社は51%を目処とする過半数の議決権を有する支配株主となる見込みであります。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称            | 住所                | 所有株式数<br>(株) | 総議決権数に対する<br>所有議決権数の<br>割合(%) | 割当後の所有<br>株式数(株) | 割当後の総議決権数<br>に対する所有議決権<br>数の割合 |
|-------------------|-------------------|--------------|-------------------------------|------------------|--------------------------------|
| イオン株式会社           | 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1   | 10,760,000   | 33.30                         | 16,760,000       | 43.75                          |
| 株式会社インダ           | 横浜市磯子区磯子台9-17号    | 1,755,200    | 5.43                          | 1,755,200        | 4.58                           |
| C F S コーポレーション共栄会 | 横浜市港北区新横浜2丁目3番19号 | 1,394,500    | 4.32                          | 1,394,500        | 3.64                           |
| スルガ銀行株式会社         | 静岡県沼津市通横町23番地     | 1,120,000    | 3.47                          | 1,120,000        | 2.92                           |
| 石田 岳彦             | 横浜市泉区             | 796,000      | 2.46                          | 796,000          | 2.08                           |
| 石田 健二             | 横浜市磯子区            | 746,400      | 2.31                          | 746,400          | 1.95                           |
| 石田 フミ子            | 横浜市磯子区            | 653,800      | 2.02                          | 653,800          | 1.71                           |
| 君澤 安生             | 静岡県三島市            | 632,010      | 1.96                          | 632,010          | 1.63                           |
| キミサワ・キャピタル有限会社    | 静岡県三島市壱町田303番地2   | 532,500      | 1.65                          | 532,500          | 1.39                           |
| 株式会社三井住友銀行        | 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号 | 519,500      | 1.61                          | 519,500          | 1.36                           |
| 計                 | -                 | 18,909,910   | 58.52                         | 24,909,910       | 65.02                          |

(注) 1. 所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入して、第2位まで表示しています。

2. 平成22年2月20日現在の株主名簿を基準として記載しており、またイオン株式会社を実施する予定の公開買付けの結果により、同社の申込み株式数は変動する可能性があります。割当後の所有議決権数の割合は、募集株式の全株式について申込みがあったものとして計算しております。また公開買付けによる取得をまったく考慮しておりません。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載したとおり、イオン株式会社を実施する予定の公開買付けが成立し、かつ第三者割当の払込が完了した場合には、イオン株式会社は51%を目処とする過半数の議決権を有する支配株主となる見込みであります。

(募集の目的及び理由)

当社とイオン株式会社は、平成22年3月9日付け資料「株式会社C F Sコーポレーションの新たな成長について」において、両社の提携関係を更に強化することに基本合意したことを公表いたしました。提携強化の主旨は次のとおりであります。

当社は平成20年7月に策定した「トータルヘルスケアのリーディングカンパニー」の実現を目指す中期3ヶ年経営計画を順調に推進し成果を確実なものとしてきておりますが、ドラッグストア事業部門について、更に確固たる事業基盤を整備し、成長戦略を加速する必要があります。また、イオン株式会社は全国で展開するG M S(総合スーパー)のH & B C(ヘルス&ピーティケア)売場のより一層の進化に向けて、当社が強みをもつ化粧品販売等のノウハウを必要とするとともに、スーパーマーケット等を含めたグループ全体のH & B C事業の体制強化を図っており、両社協議の結果、この分野における相互の協力関係を強化することが最善と判断するに至りました。

一方、当社のスーパーマーケット事業部門については、中期3ヶ年経営計画で掲げた収益部門化を達成し、新しい店舗フォーマットの開発、確立に向けて着実に進んでおります。当社とイオン株式会社は、これらの成果を踏まえ、「キミサワ」ブランドの強化と更なる成長発展を図るために新たなステージを準備する必要があるとの相互認識に至りました。

今回の基本合意は、当社とイオン株式会社の更なる成長を実現するため、当社のドラッグストア事業部門をイオン株式会社のH & B C事業の中核に位置づけるとともに、当社のS M事業部門をイオン株式会社のS M事業強化に結びつけ、更に、当社のS M・ドラッグストア融合店舗「ザ・コンボ」業態での医薬品販売の経験を全国のイオングループS M店舗での医薬品販売の進化につなげるため、相互の協力体制を構築するものであります。

当社は、構造改革を中心とする収益基盤の強化に加え、店舗タイプ別戦略の推進等により成長戦略へ大きく舵を切った取組みを目指してまいりますが、イオン株式会社との更なる関係強化を契機にした全国規模での新規出店、業界再編への積極的参入、医療分野ならびに関連する周辺ビジネスへの本格参入等の積極的な投資に対応できるよう、財務基盤を整備するために本件第三者割当増資を実施することいたしました。よって、本件第三者割当増資は、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと判断しております。

(資金使途の合理性に関する考え方)

調達した資金を新規出店、店舗改装、I T投資、新規事業開発等の設備投資資金に充当することは、当社の事業基盤の強化を実現するものであり、売上及び営業利益の増加要因となります。このような事業政策は、当社の成長戦略の推進につながるものであり、結果として収益性を高め、企業価値及び株主価値の向上を実現していくことになることから、当社が計画する資金使途は合理性にかなうものと判断しております。

(企業行動規範上の手続き)

イオン株式会社の実施を予定している公開買付けにおいて、2,422千株以上の応募があり、かつ本件第三者割当増資の全株式を引き受けた場合には支配株主の異動が生じるため、東京証券取引所が定めた「第三者割当に係る企業行動規範上の手続き」が必要な場合に該当し、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、または当該割当に係わる株主総会の決議などによる株主の意思確認のいずれかが求められております。



そのため、当社は、当社の経営陣及び割当先のイオン株式会社から一定程度独立した者として、社外取締役3名のうち岡田元也氏を除く2名及び社外監査役3名のうち谷内寿照氏を除く2名、計4名の社外役員に客観的な意見を求めたところ、当該社外役員からは、イオン株式会社との更なる関係強化は、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、成長戦略に必要な資金を調達するために実施される第三者割当増資も必要性及び相当性が認められるとの意見を入手しております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第62期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成21年5月19日提出）、本有価証券届出書提出日（平成22年3月24日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成22年3月24日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                     |                               |                          |
|---------|---------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第62期)      | 自 平成20年2月21日<br>至 平成21年2月20日  | 平成21年5月19日<br>関東財務局長に提出  |
| 四半期報告書  | 事業年度<br>(第63期第3四半期) | 自 平成21年8月21日<br>至 平成21年11月20日 | 平成21年12月28日<br>関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年5月8日

株式会社C F Sコーポレーション  
取締役会 御中

公認会計士桜友共同事務所

公認会計士 藤 枝 宗 明

公認会計士 中 市 俊 也

公認会計士 石 井 和 人

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社C F Sコーポレーションの平成19年2月21日から平成20年2月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、私たちの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C F Sコーポレーション及び連結子会社の平成20年2月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年5月8日にイオン株式会社と業務・資本提携契約を締結した。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月12日

株式会社C F Sコーポレーション  
取締役会 御中

公認会計士桜友共同事務所

公認会計士 藤 枝 宗 明

公認会計士 中 市 俊 也

公認会計士 石 井 和 人

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社C F Sコーポレーションの平成20年2月21日から平成21年2月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、私たちの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C F Sコーポレーション及び連結子会社の平成21年2月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年5月8日

株式会社C F Sコーポレーション  
取締役会 御中

公認会計士桜友共同事務所

公認会計士 藤 枝 宗 明

公認会計士 中 市 俊 也

公認会計士 石 井 和 人

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社C F Sコーポレーションの平成19年2月21日から平成20年2月20日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C F Sコーポレーションの平成20年2月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年5月8日にイオン株式会社と業務・資本提携契約を締結した。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月12日

株式会社C F Sコーポレーション  
取締役会 御中

公認会計士桜友共同事務所

公認会計士 藤 枝 宗 明

公認会計士 中 市 俊 也

公認会計士 石 井 和 人

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社C F Sコーポレーションの平成20年2月21日から平成21年2月20日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C F Sコーポレーションの平成21年2月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年12月26日

株式会社CFSコーポレーション

取締役会 御中

公認会計士桜友共同事務所

公認会計士 藤 枝 宗 明 印

公認会計士 中 市 俊 也 印

公認会計士 石 井 和 人 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社CFSコーポレーションの平成21年2月21日から平成22年2月20日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年8月21日から平成21年11月20日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年2月21日から平成21年11月20日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社CFSコーポレーション及び連結子会社の平成21年11月20日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。